

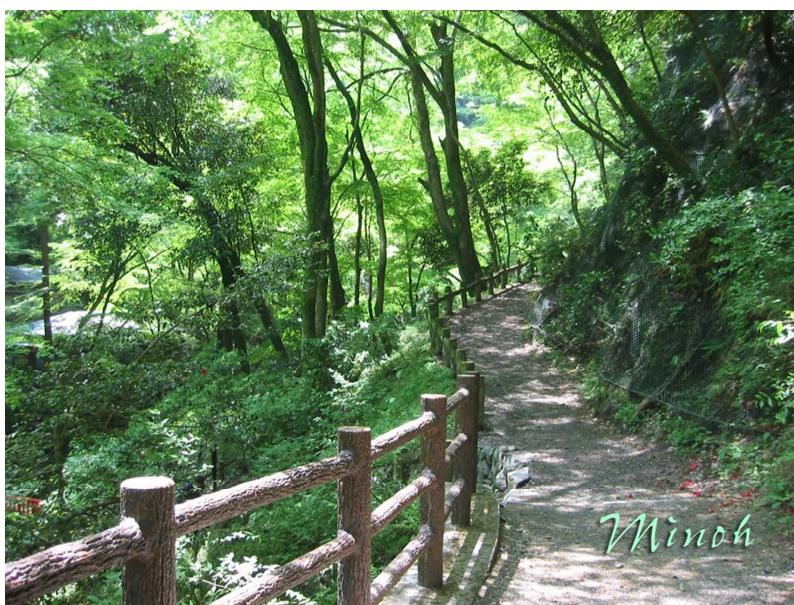


平成26年度（2014年度）

HUMAN RIGHTS REPORT

ヒューマン・ライツ・レポート

（箕面市職員による人権課題に関するレポート）



このレポートは、箕面市の職員による人権行政研究会というチームが編集しています。箕面における人権課題を学び、実態を知ること、市民と職員が共通認識に立ち、お互いの情報を共有して、それらを広く伝え、人権文化のまちづくりを共に考えることを目的としています。

今年度の研究テーマは、「住まいにおける人権」、「ひとり親家庭の貧困」にスポットを当て、「大阪府宅地建物取引業協会北摂支部」（豊能地区3市2町を担当）と、主に経済的に困難なひとり親家庭の中高生を対象に学習支援を行っている「特定非営利活動法人あつとすくーる」（箕面市）の2団体へ取材を行いました。

レポートを作成することで得た成果をそれぞれの職場へ持ち帰って活用するとともに、情報の発信や今後の施策づくりに活かすことができると考えています。

—— 目 次 ——

◎取材先レポート

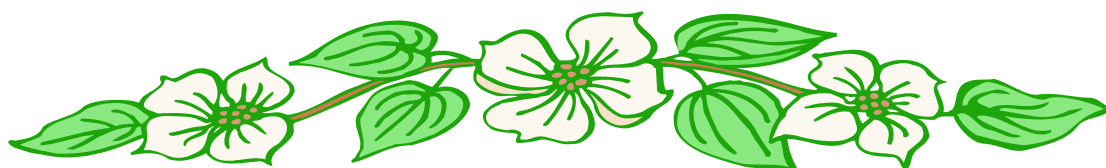
◇大阪府宅地建物取引業協会北摂支部	 3
◇特定非営利活動法人あっとすくーる	 15

◎コラム

◇1 被差別部落（同和地区）調査の現状	 26
◇2 外国人の入居差別をめぐる判例	 27
◇3 障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されます	 28
◇4 ひとり親家庭に関するデータ	 30

◎箕面市人権宣言、箕面市非核平和都市宣言	 32
----------------------	----------

◎編集後記、スタッフ・事務局	 33
----------------	----------





大阪府宅地建物取引業協会 北摂支部



2月13日（金）に大阪府宅地建物取引業協会北摂支部の濱西孝士副支部長ほか3名の支部員さんに市役所へお越しいただき、住まいにおける人権課題についてお話をうかがい、意見交換をさせていただきました。



【大阪府宅地建物取引業協会北摂支部とは】

大阪府宅地建物取引業協会は、大阪府下における宅地建物取引業者約8,300社が加入し、宅地建物取引業務の適正な運営と公正な取引を確保し、品位の保持及び資質の向上に努め、これにより宅建業の健全な発展を図ることを目的に設立されました。

大阪府下には15の支部があり、今回お話しをうかがったのが豊能地区3市2町を担当する北摂支部です。

北摂支部は、豊能地区で不動産業を営む約 500 社の会員により構成されています。

前述の目的に基づいて営業されるとともに、地域での社会貢献として、こども 110 番や献血活動、駅前での美化活動など、さまざまな地域活動や行事に参加しています。

また、市役所で行っている不動産相談（毎月第 1 月曜日）では北摂支部の相談員が土地・建物の取引、賃貸借契約などの相談に応じています。

今回、私たちは、住まいにおける人権課題として、次のことを中心にお話しをうかがいました。

- (1) 同和地区に関する問合せなどの実態
- (2) 一部の世帯に対する入居拒否の実態とその要因
- (3) 大阪府宅地建物取引業協会などの取組

『同和地区に関する問合せの何がいけないのですか？』

直接、差別的な言動を行わなくても、同和地区だったところを調べたり、気にすることは、同和地区に対する差別意識や偏見を持っていることになりますし、差別を助長することになりかねません。生まれた場所や住んでいる場所を理由に差別があってはなりませんね。このような差別事象をなくすようご協力ください。

【同和地区に関する問合せなどの実態】

市役所には、「この地区は同和地区だったのか？」と直接的、間接的を問わず、毎年数件の問合せ事象が発生しています。不動産取引の場でもこのような問合せがあるのか聞いてみました。

【北摂支部のお話】

- ・差別問合せには対応しない（答えない）よう協会、また大阪府から指導されている。
- ・この地区は同和地区だったのか？というような直接的な問合せは、10年、15年前にはあったように思うが、今はほとんど聞かない。
- ・親が箕面に住んでおり、子どもが市内の物件を購入する際に、親が宅建業者に尋ねてきたことがあるなど、年齢の高い世代に気にする人がいるようである。

また、かつて同和地区内の不動産物件の取引において、売買価格や家賃に影響があったのか聞きました。

【北摂支部のお話】

- ・かつては、同和地区だった物件について、売れ行きへの影響や、取引価格の交渉をされるケースがあったと聞いているが、現在では売買価格は、同和地区であるからというより、交通の便や道路の幅員など一般的な判断基準で決められている。

【一部の世帯に対する入居拒否の実態とその要因】

以前から、高齢者世帯、障害者世帯、外国人市民などが、賃貸住宅への入居を断られるといった人権問題が起こっています。住まいを探している側にとっては、何十件と入居を断られるケースがあるなど、生活基盤を確保することすらままならない状況です。

そこで、実際に賃貸住宅の仲介業務を行っている支部員さんに、その実態と考えられる要因などについて聞きました。

【北摂支部のお話】

- ・以前から市役所営繕課(住宅政策担当課)とは話をしているが、入居拒否の事例はある。
- ・入居拒否は家主の意向であるが、宅建業者としては家主の意向を無下にして、無理強いはできないという立場を理解してほしい。
- ・宅建業者は、住宅を借りる人からも家主からも手数料をもらうことで生業を立てているので、家主を怒らせてまで入居させるようには言えない。
- ・家主が一番心配しているのが、トラブル時の対応であり、家賃滞納や、高齢者の孤独死の問題がある。例えば、生活保護受給者については市から直接家賃を振り込む仕組みを作るとか、高齢者については、見守りがしっかりできていれば家主も安心できる。社会福祉協議会からは、見守り制度を家主にPRしてほしいと依頼を受けている。
- ・家主の考え方も様々なので、宅建業者としてはできるだけ入居してもらえるよう、アプローチする家主を選択して入居の交渉をしている。



【大阪府宅地建物取引業協会などの取組】

それでは、大阪府宅地建物取引業協会としては、人権問題をなくしていくために、どのようなことに取り組んでいるのか、また、賃貸住宅の家主に対する効果的な啓発についてどのように考えているか聞きました。

①大阪府宅地建物取引業協会の会員に対する啓発

【北摂支部のお話】

- ・協会会員は、必ず業務研修会を年3回受けなければいけないことになっているが、そのうちの1回が人権研修である。

②「宅地建物取引業人権推進指導員」の設置

大阪府では、前述の同和地区に対する差別や、高齢者世帯などに対する入居差別をなくすため、大阪府知事免許を有するすべての宅建業者に「人権推進指導員」を置くという制度を、平成18年度に創設しました。

現在、この人権推進指導員を中心に、宅建業者自ら、同和問題や入居差別などの人権問題解消に向けた主体的な取組を進められています。

【北摂支部のお話】

- ・大阪府宅地建物取引業協会から会員業者に指導があり、義務づけではないものの、「宅地建物取引業人権推進指導員」研修の受講を進めている。

③家主に対する啓発

入居拒否の実態と要因のところでも触れましたが、入居拒否の問題を解消していくためには、家主に対する効果的な啓発が不可欠です。日頃から家主に接していることから、どのような啓発が必要か聞きました。

【北摂支部のお話】

- ・宅建業者として、催しの場などで啓発活動を行っているが、やはり、行政が直接しっかりと家主に対して啓発を行うべきだと考えている。宅建業者が啓発するのと、行政の立場で啓発するのでは、家主の受け止め方が違う(行政の啓発の方が効果的)。

【「大阪あんしん賃貸支援事業」に対する意見など】

大阪府では、高齢者世帯、障害者世帯、外国人市民、子育て世帯が安心して住宅を探すことができるよう、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を行い、登録された住宅情報とその仲介を行う協力店（宅建業者）、円滑に入居することができるよう支援を行う団体（居住支援団体）の情報を提供することで、高齢者世帯等の住宅探しをサポートする「大阪あんしん賃貸支援事業」を平成 19 年から実施しています。この事業について、宅建業者の視点からお話を聞いてみました。

【北摂支部のお話】

- ・入居を拒まない「あんしん賃貸住宅」の登録物件が箕面市はゼロである。
（他の登録：協力店（宅建業者）3店、居住支援団体1団体）
- ・この事業自体のPRが行き届いていないと思う。仲介業者として営業上のメリットが感じられず、積極的に取り組むことは難しいと思うが、協会として参画していることもあり、今後は協会会員として前向きに検討すべき内容だと考える。

【これから私たちがすべきこと】

北摂支部のみなさんとの意見交換の中で話題となったことも含めて、課題の解決のために今後どうしていけばよいか、私たち研究会員の考えをまとめました。

（１）同和地区に関する問合せなどについて

同和地区であるかどうかを調べることで差別を助長し、同和地区内の住むかたに対する根拠のない明らかな差別です。

そのため、問合せ者には、毅然とした対応でこのことを説明し、私たちとともに、いわれのない差別や偏見をなくしていくことの啓発を行うことが重要です。

（２）一部の世帯に対する入居拒否について

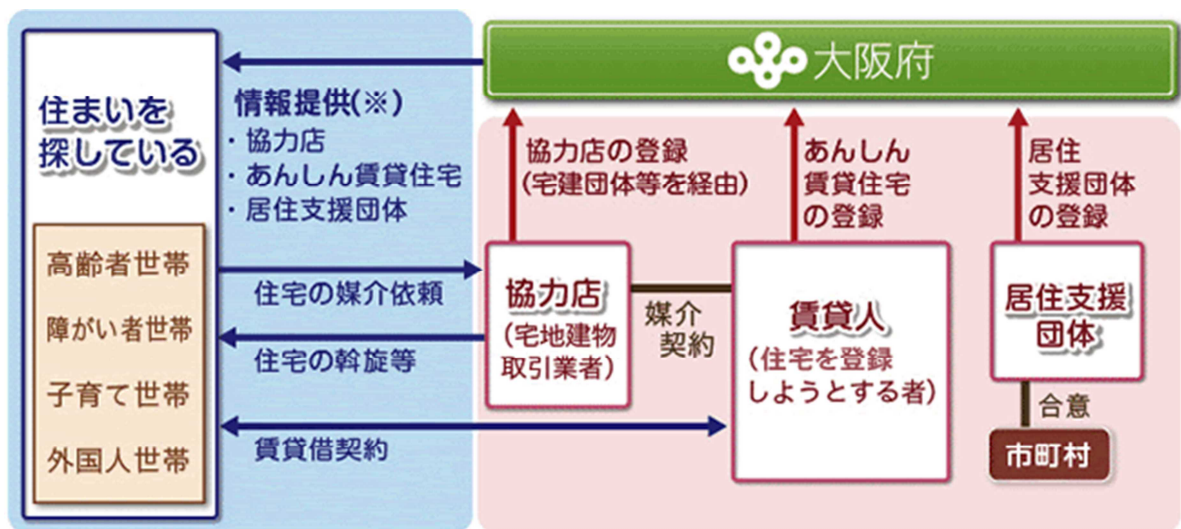
一部の世帯の入居を拒否する家主が一番心配していることは、入居後のトラブルのようです。一例としては、外国人市民の家賃滞納で、督促しようにも言葉が通じないケース、視覚障害者のかたの世帯では、失火が心配だと思い込んでいるケースなどがありますが、個人的な経験や伝聞だけをもって、一般化するのは問題です。

そのため、単に家主の理解を求めるだけではなく、家主が持っている不安を解消する必要があります。

しっかりと自活し、近隣とも良好な関係を保っている世帯の「良い事例」をまとめたパンフレットを作成して、市が直接家主に啓発を行ったり、また、家賃滞納や孤独死の問題に対応する仕組みや、保証人が見つからない問題を解決する仕組みづくりが考えられます。

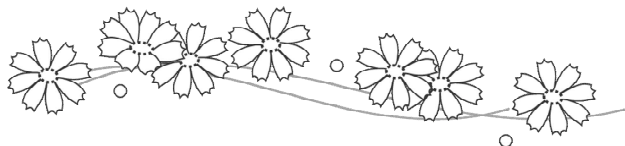
このほか、高齢者世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録や情報提供などを行う「大阪あんしん賃貸支援事業」を、機会あるごとに情報発信していく必要があると考えています。

〈大阪あんしん賃貸支援事業の流れ〉



(※)情報提供：大阪府ホームページで情報提供するほか、市町村においても情報提供

大阪府宅地建物取引業協会北摂支部のみなさまには、不動産取引業務での経験などをもとに、同和地区に関する問合せなどの実態、一部の世帯に対する入居拒否の実態、大阪府宅地建物取引業協会などの取組などについて、長時間お話しをお聞かせいただきありがとうございました。



～取材を終えて～

職員A

イメージしているような入居差別は無くなってきているとの印象を受けました。外国のかたの入居に関しては、行政でサポートできる部分があると思いました。ごみの出し方などで困っている方がいるというお話がありましたが、生活情報の提供方法をもう少し考えるべきだと思いました。

また、差別を無くし、防ぐために行政と民間企業が協力することが必要であると思いました。

行政のみで、利益を度外視した住宅を運営し、差別を受けうるかたのみに提供することは非常に難しいと考えます。今、すでにある公営住宅などで、希望する全てのかたに入居してもらうことができないなど、その運営が難しいことは明確です。民間企業だけでは、ヒアリングでお話があったように物件所有者の理解を得ることは難しいと思います。

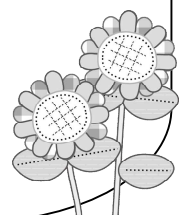
行政と民間企業のどちらかだけでなく、両者が協力して、現在ある物件に多様なかたを受け入れ、快適な住環境を入居者や地域コミュニティで維持していく仕組みをつくることが理想だと思います。

職員B

宅建協会の意見を伺って、利益を求める事が前提にあるため、家主の意向は外せないという考え方が分かりました。

入居において、外国人は、言葉の壁、文化の違いからのトラブル、家賃滞納の不安、障害者は事故、家賃滞納の不安等、入居者のことを個々に分かっていないため、全体的なイメージだけでリスクを回避しようとする事も分かりました。

家主にとって、リスク回避のため、入居者を選ぶという心理も分かりますが、需要より供給が上まわり、入居者を選択できない状況になれば、家主も入居希望者の理解が深まり、イメージだけで入居を拒むことがなくなるのではないかと思います。

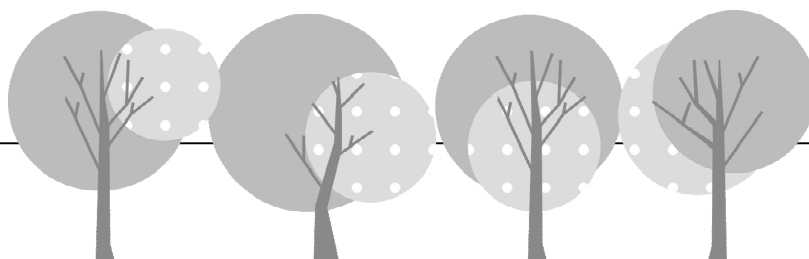


職員C

今回のヒアリングにおいて、同和地区や入居拒否などの差別実態や宅建協会の取り組みについて理解を深めることができたので、良い機会だったと思います。

同和地区に対する差別が実態としてあることは、予想に反するものではありませんでした。ただ、「一昔前に比べれば同和地区に関する差別意識は薄れてきている」という土地販売に携わる現場の方の意見を聞き、学校、会社や関係団体などが行ってきた教育・啓発の成果であり、教育・啓発を継続して行っていくことの大切さを改めて感じました。

また、他にも障害者、母子家庭、外国人や高齢者の一人住まいに対して入居拒否が実態としてあることを聞きました。確かに、家賃の滞納や近隣トラブルが発生することはあるかもしれませんが、家主にも理解促進のために啓発を行い、入居しやすい仕組みをつくることが大切であると感じました。宅建協会の方が例として挙げていた、高齢者の孤独死を防ぐための社協との連携は、地域で安心して暮らせるための好事例であると思います。行政だけでなく、仲介業者、家主がそれぞれの立場で入居差別撤廃に向けてできることを継続して行っていくことが必要だと思いました。



職員D

今回、人権行政研究会の一員として大阪府宅地建物取引業協会の方との意見交換会に参加させていただきました。そもそも、今回の研究テーマである、人権と住まいについて、私自身が深く考えたこともなければ、今まで思いつくこともなかった内容でした。

虐待、DV、障害者、高齢者などのテーマにおいては、現在の日本では多くのメディアが報道しており、これらに関わる事件が起きると大きくニュースで報じられるので、人ごとではないような、何かできることはないのか、と考えることがありましたが、今回のテーマについては、本当に無知で何も知りませんでした。

宅地建物取引業協会の方は、人権に関わる部分では多くを語らなかったようにも思います。利益を目的とする協会の仕事においては、家主さんの個性を見極めて、物件を紹介する。と言っておられましたが、やはり、家主さん個々の考え方にも違いがあり、家賃を滞納しないか、近隣とトラブルを起こさないか、コミュニケーションがとれるか、などが大きな決め手となるようなお話だったように思います。

話を聞くにつれて、やはり、障害をもっている方や、高齢者、外国人のかた、母子家庭の方、なかなか住まいが見つからず、困っている人も多くいることに、私自身が気づくことができました。

宅地建物取引業協会の方も言っておられたように、行政として、家主さんに何かしらの働きかけを行い、誰でも何不自由なく住まいを見つけられるよう手助けをしていかなければならないのだと感じました。

そして、答えが決まっているわけではない人権という問題に関して、今まで以上に奥深さを感じました。

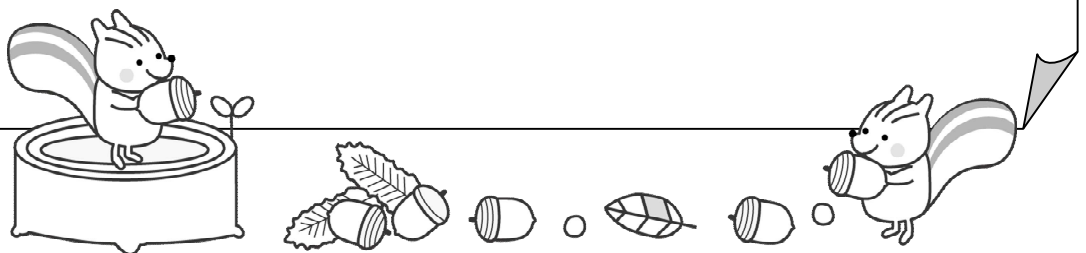
職員E

今回の研究会では、「住まいにおける差別」ということで宅建協会への取材を行いました。その中で気になったのは、家主のかたが精神障害のかたをいやがるということでした。理由としては、ご近所同士でトラブルを起こすのではないかとという危惧があるからということです。実際に精神障害のかたが夜中に突然叫びだしたり、ご近所のかたに嫌がらせをしたりなどのトラブルの事例を耳にすることがありますが、おそらく、そうした事例が噂などで広まり、地域において、精神障害のかたに対する悪いイメージがついてしまい、偏見やおそれにつながっているのではないかと思います。それが、入居拒否などの差別事象の原因の1つとなっています。

そうした差別事象を防ぐには、まずは地域のかたに「障害」について知ってもらう必要があります。なぜなら、どういう障害なのか知ること、落ち着かせる方法やつきあい方など、ある程度対処出来るようになるからです。

また、その人自身のことを知ってもらうことで、よいお付き合いができることもあります。実際に当初、近所に障害者が住むのを嫌がっていたかたが、近所づきあいをとおして、その障害者を心配してくれるようになったという事例もあります。

国が単に「障害者を差別してはいけない」と法律等で定めても、実際に付き合い、ふれあっていくのは地域のかたです。障害者のかたが地域になじむためには、障害を知ってもらい、その人自身を知ってもらう、その方法を考える必要があると思います。もちろんそれは行政だけでできることではありません。障害者事業所、あるいは当事者団体や地域の福祉団体、民生委員さんなどのボランティアさんのお力を借りながら、障害者と地域を結びつけることが重要です。



職員F

宅建協会のみなさんから「同和地区に関する問い合わせなどの実態」と「入居拒否の実態とその要因」のお話を伺い、それをふまえて人権施策審議会のみなさんとお話をする中で、改めて色々考えさせられたことがありました。

宅建協会のみなさんのお話の中でハッとさせられたことは、入居拒否の問題において、「我々にとっては家主もお客さまである」との言葉です。家主に入居拒否をしないことを望めば、それは結果的に家主に負担を強いることとされている、ということを経験させられました。

そのことを行政に置き換えてみれば、家主も市民、借り主も市民ということであり、家主が一方的にリスクを負うと思うような形では、根本的な問題解決は図れないと感じました。

人権施策審議会委員の中には、このような入居拒否の実例に対処されているかたがおられ、そのお話からは、借り主にトラブルが起こった場合、その問題解決に共に関わってくれる人物、いわゆる保証人・後見人のかたを確保することで、家主の理解が得られ入居が可能になるケースがある、と聞きました。

ただ、それは家主が感じるリスクをその保証人・後見人の力を借りて解決する、結局今度はそれを引き受けてくださる人がすべて見つかるのか、という問題に替わってしまうのかな、とも感じました。

川崎市の居住支援制度（※）が一例としてあげられていましたが、確かに行政が保証するとなれば、家主の警戒感はずっと薄れるのだらうなと思います。しかし、家賃滞納などをカバーするとなれば財源も必要なわけで、一足飛びに実現に踏み切れるものではないと思います。

ただし、経済的な問題以外であれば、社会的弱者を地域で見守るということは、災害時のセーフティネットなどにおいても取り組むべき課題であり、その仕組みを大規模災害時だけでなく平穏時の日常生活の中に広げていくことで、解決できることもあるのではないかと考えています。

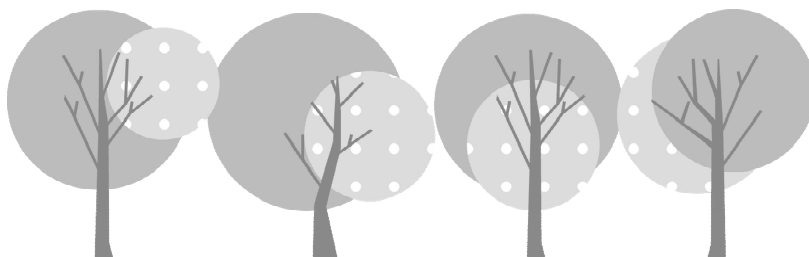
（※）川崎市居住支援制度

高齢者等が民間賃貸住宅を借りる際、家賃の支払能力等があるにもかかわらず、保証人が見つからない場合に、市が指定する保証会社を利用し、あわせて市が居住を支援する制度。家賃の支払や入居後の病気、事故など、家主がいただく不安を軽減し、入居機会の確保と安定した居住継続を支援する。

職員G

「住宅」は、私たちが生きていく上で、必要不可欠なものです。住宅が定まることは、私たちの生活の拠点となり、安心して社会生活を営むことができます。しかし、大阪府宅地建物取引業協会のかたの話をお聞きし、その住宅を借りる上で、高齢者、母子家庭、障害者、外国人などの社会的弱者の方がその入居を断られるケースがあることを知りました。

そして、家主さんによっては、社会的弱者の方に対する偏見や差別をもっておられる方が依然としておられるとのことでした。家主さんは、慈善事業ではなく、営利目的で不動産賃貸業を営んでおられることは理解しながらも、社会的弱者であるというだけで、居住移転の権利が制限されるということであれば、非常に問題があると感じました。そのような事態が起こらないようにするためには、行政として広く人権啓発をするだけでなく、その仲介をする不動産業や宅地建物取引業協会のかたが人権研修などを通じて、人権に対して正しい理解をし、偏見や差別意識を持っておられる家主さんにそれを伝えていくことが必要であると思いました。今回の話を通じて、誰もが安心して暮らせるまちを実現するためには、行政や各団体などが連携して取り組んでいく重要性を感じました。





3月19日（木）特定非営利活動法人あっとすくーるの渡剛理事長に市役所へお越しいただき、主にひとり親家庭の中高生を対象とした学習支援の中から見えてくる、ひとり親家庭の実態や、ひとり親家庭の貧困が子どもの貧困に連鎖する要因などについてお話を聴き、職員との意見交換を行いました。

【「あっとすくーる」とは】

親が離婚したり、亡くなったり、あるいは結婚をせずに子どもを出産し、育てたりといった、親がひとりの家庭を「ひとり親家庭」と呼んでいます。

ひとり親家庭は、経済的に大変であったり、親子一緒に時間がなかなか取れない、世間の目が冷たいなど、親がひとりというだけで様々な困難があります。そうした困難に左右されず、子どもたちが前向きに生きていける社会を創りたいという思いから、渡さんは「あっとすくーる」を立ち上げられました。

すべてのひとり親家庭がそうではありませんが、やはり経済的に困難を抱えている家庭が多く、お金がないために塾にも通えない、という子どもが多くいます。渡さんは、勉強できる場所、子どもの居場所を提供し、大学生のスタッフが、学習のみならず学校や家庭の出来事を聞くという幅広い支援を行い、経済的に困難を抱えるひとり親家庭の子どもが、将来に対して希望を持ちながら努力できる社会を創ろうと、日々奮闘されています。

今回、私たちは、ひとり親家庭に関する次のことを中心にお話をうかがいました。

- 1) ひとり親家庭の実態など
- 2) ひとり親家庭の貧困が子どもの貧困に連鎖する要因、それを断ち切るには
- 3) 中高生学習支援などの内容

【ひとり親家庭の実態など】

ひとり親家庭の状況に関するデータや、塾の生徒の状況などについて聞きました。

【あっとすくーるのお話】

- ・全国にひとり親家庭は約146万世帯、うち124万世帯が母子世帯(次ページ参照)。
- ・ひとり親家庭になった理由は、離婚が約8割。
- ・母子世帯の母親は8割が就労しているが、うち5割弱がパート・アルバイト。
- ・パート・アルバイトの場合、年収平均125万円で、生活保護基準より少ない収入で生活。
- ・生活保護を受給すると一切貯蓄できないという誤解があるため、子どもの将来のために貯蓄したい母親は生活が苦しくても生活保護を受けない場合がある。
- ・親が子どもに望む学歴は、親の学歴に左右される。

母親が大卒	…	9割
高卒	…	3割
中卒	…	2割

子どもに大学に行ってほしいと考えている母親の割合 →
実態は、子どもが高卒の割合が4～5割で一番多い。
- ・渡塾(あっとすくーるが開いている箕面での教室名)の生徒40人のうち、ひとり親家庭の子どもは25人前後。
- ・父親がギャンブルや酒におぼれて離婚した家庭の子どもがいるが、親が離婚してよかったと思っている子も中にはいる。
- ・渡塾では周りに同じ境遇の子どもが多いこともあって、ひとり親であることを隠さずに話す子もいる。



ひとり親家庭の主要統計データ(平成23年全国母子世帯等調査の概要)

- 「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯(推計値)。
- 主要なデータは次のとおり。

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

【貧困が連鎖する要因、それを断ち切るためにすべきこと】

ひとり親家庭でも、特に母子世帯の収入が低いことがわかります。経済的に困難であるため、親となった時に、同じように貧困家庭になるケースが多いようです。このサイクル、連鎖の要因を、どうすれば断ち切ることができるのかを聞きました。

【あっとすくーるのお話】

◎貧困とは、「貧乏」+「孤立」。孤立が貧困の連鎖の大きな要因。

親が孤立していなければ子どもも大丈夫な場合もあるが、そうであっても家に居場所がなく、塾が終わる午後10時になっても塾から帰ろうとしない子がいる。

◎孤立をしていないか、アンテナを張った人が地域などにいることが重要。孤立をなくさないといけない。

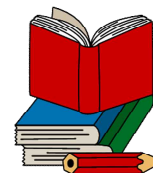
ひとり親に対する「自己責任でしょ」といった差別や偏見によって、当事者はSOSを出せないし、出しても助けてもらえない。

【中高生学習支援事業などの内容】

あっとすくーるで行っている事業は、子どもに勉強を教えるということでは他の学習塾

と同じですが、経済的に困難なひとり親家庭の中高生を主な対象として学習支援を行っている点が他とは異なります。具体的にどのような事業を行っているかを聞きました。

【あつとすくーるのお話】



①中高生学習支援事業

- ・行っていることは他の学習塾と大差はない。講師1人で生徒2人を教える。
- ・ただし、ひとり親家庭や貧困、不登校といったことについて理解のある大学生が子どもたち一人ひとりに寄り添いながら関わっていることが大きく違う。
- ・経済的に困難なひとり親家庭の場合は、月謝が半額。
- ・市民からの寄附を奨学金(条件あり)として活用している。(月謝に充てる)
- ・進学してほしいのは学歴の必要性だけではなく、人との出会い、いろんな価値観に触れてほしいから。

②出張学習教室事業

- ・母子寡婦福祉会(※)などから依頼を受け、土曜日に豊中、高槻市で教室を開催。
- ・講師1人で生徒4～5人を教える。1教室10人程度。月謝は5～6千円。
- ・生徒は全てひとり親家庭の子なので、周りの子と話しやすい雰囲気である。

③不登校支援型学生サポーター派遣事業

- ・平成25年11月から、国の緊急雇用事業で箕面市から受託して行っている。
- ・ひとり親家庭に育つ不登校の子どもからの利用申請も多い。現在、56世帯から申請有。
- ・30名の学生ボランティアが、学校、家庭、塾など子の居場所に派遣される。
- ・いろいろな子どもたちがいるので、その子どもに合う学生を確保するのが難しい。
- ・子どもを否定しない、できないことはしない、子どもと対等なということを大事にしている。
- ・2～3年後に、教えている子がどうなっていたらよいかということを意識して関わっている。

(※) 母子寡婦福祉会（箕面市もみじ会ホームページより）

配偶者のない女性で、かつて配偶者のない女性として20歳未満の児童を扶養していたことのあるかたを、寡婦といいます（母子父子寡婦福祉法）。箕面市母子寡婦福祉会（箕面市もみじ会）は、市内在住の母子家庭・寡婦のかたならどなたでも参加できる会です。同じ境遇にある母子家庭の自立と母子福祉向上のため、経済的自立のための事業、相談活動、交流の場の提供など、孤立しがちなお母さんを支えて活動されています。

〈参考：不登校支援学習サポーター募集のチラシ(昨年のも、連絡先は同じ)〉

No.02

Data

教職の授業でも体験できない！

「子どもの気持ちに寄り添う」実践経験を得たいあなたへ

不登校生徒支援 学習サポーター募集！

NPO 法人あっとすくーるでは、箕面市内の不登校及び不登校傾向にある「小中学生」を対象とした事業の学習サポーターを募集しています。

本事業は箕面市教育委員会や箕面市内の小中学校、関係機関と連携した事業です。学習サポーターはコーディネーター（あっとすくーるの職員）と協力して、不登校の子どもと一緒に勉強やスポーツなどをします。研修やサポート体制もしっかりしているので、安心して活動に参加していただけます。あっとすくーるでは現在他の事業の講師や家庭教師も募集しています。子どもに関わる活動をしたいという方は一度お問合せください。



●募集内容

内 容：家庭教師、状況に合わせた支援（遊びやスポーツ等）
対 象：教員を目指している方

子どもに関わる仕事に就くことを考えている方
とにかく子どもに関わりたいという方も大歓迎！
※研修受講修了者が派遣対象となります。

活動時間：月～金 週1～2回程度（1回90分）

活動場所：家庭、学校、その他の教育施設など

謝 金：1回90分 1,500円（交通費支給：なし）

研修日程：5月18日（日）、24日（土）、6月1日（日）

※「学習指導」「子どもの貧困」「アウトリーチ」「不登校」をテーマとした研修です。活動を希望する事業によって受講が必要なテーマが異なります。

※研修はすべて無料です。

※各日程同一内容です。ご都合のよい日を選んで参加いただけます。日程が合わない場合は個別に対応しますので、ご相談ください。

申込方法：お問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

NPO 法人あっとすくーる（担当：小倉・受付時間：13時～22時）

箕面市西小路2丁目7番22-301 TEL/FAX：072-702-0020

Mail：info@atto-school.com URL：http://atto-school.jimdo.com/



あっとすくーるは2010年より主に経済的困難な1人親家庭の中高生を対象に渡塾・学習教室・家庭教師で子どもたちの学習支援を行っています。学習支援を通じて見てきた子どもたちの背景にある課題に対して、家庭・学校等と連携しながら解決に取り組んでいます。テレビ東京『ガイアの夜明け』、NHK『ハートネットTV』『おはよう日本』新聞等のメディアにも多数取り上げられている全国でも今注目されている団体です！



【私たちがしっかり受け止めないといけないこと】

ひととおりお話を聞かせていただいたあと、意見交換を行いました。その中で、私たち行政職員がしっかりと受け止め、考えていかなければいけないと感じたことを、Q&A形式で記しておきたいと思います。

Q. 子どもから家庭の問題などの相談を受けたり、生活の実態を知ったりして、他の機関と連携することはありますか？

A. 何か気づくことがあったときや、相談内容によっては、学校に話をしている。

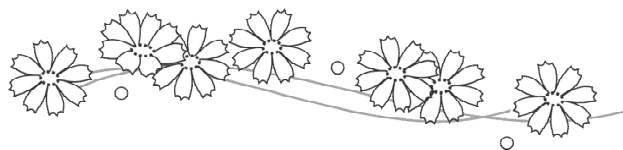
Q. 家庭で、子どもの居場所がないということの背景には何があるのですか？

A. 住環境からくる物理的なもの（家が狭い、子ども部屋がないなど）もある。

また、ある子どもの例では、兄弟関係がうまくいっておらず、家に帰ると負の感情を持っていたりする。心が安まる場所がない。

Q. 子ども自身がいくら塾に行きたいと訴えても、月謝を支払う親しだいなので、親の判断で子の希望が叶えられないことについてどのように感じますか？

A. そのような家庭も少なからずある。ただ、その保護者にもそうなっている背景があるので親の責任だと言い切ることはできない。そういった保護者にも何かサポートが必要だと思う。



【最後に…】

今回のヒアリングと意見交換で、ひとり親家庭の実態やその家庭の中高生の状況、学習支援の現場で子どもたちに寄り添ってきた経験からのご意見など、あっとすくーるの渡さんには、長時間お話しいただきありがとうございました。

最後に、渡さんとの意見交換を通して印象に残ったことについて書き留めます。

◇ひとり親家庭の孤立をなくすことで、貧困の連鎖を断つことができるのではないか。

◇大学に行くのにお金がかかるから諦めさせるなど、大人が子どもの選択肢を奪うことにならないような仕組みが必要だ。

◇やはり、周りの環境の影響は大きい(親が大学は行くものだと思っていたら行きやすいなど)。だから、親子がさまざまなロールモデルと出会い、地域とつながることが必要だ。



～取材を終えて～

職員H

学習指導や学習スペースの運営など、学習に困難を抱える子どもたちへのサポートが各所で行われていることを目にしますが、今回その中でも「ひとり親家庭」という問題に向き合い、経済的困難によるハンディキャップをカバーする仕組みと併せて、学習支援活動を展開しておられる団体とのことで、興味深くお話を聞かせていただきました。

さまざまな取り組みをご紹介いただきましたが、学校外での学習である「塾」の費用として利用できる、寄付金を活用した返還不要の奨学金という制度は、今の子どもたちの進学事情に即した仕組みだと思いました。月謝を家計から捻出することが厳しい「ひとり親家庭」について、具体的で実効性のある支援だと思います。

また、その「塾」が単に時間内に勉強を教えることに留まらず、たとえば指導に学生スタッフを配することで子どもたちに身近な未来像を示す場になっていたり、時には学習を離れて子どもたちの日常の悩みを話す場にもなっていたりするのだな、と感じました。家に居づらい子どもたちが夜遅くまで塾に残るなど、別の意味でのご苦労もあるようですが、それだけ心の拠り所になっているのだと思います。

また「貧困とは、“貧乏”＋“孤立”であり、とりわけ“孤立”が問題」といったお話がありましたが、子どもの進学や進路は、配偶者がいればそこで話し合われるプライベートな案件であり、それについて経済的な問題をも含め、共に関わり考えてくれるスタッフが存在することは、実は「ひとり親」である保護者自身を孤立から救っている面もあると思いました。

死別・離婚・婚外子といったさまざまな事情で「ひとり親家庭」は生まれるわけですが、それは「親の事情」であり、本人の努力とは無関係なところで子どもがハンディキャップを負わないようにすべきだと思います。「あっとすくーる」さんが掲げておられる「1人親家庭の子どもでも、自由に未来を選べる社会へ」は、実現へ向けてハードルは高いですが、理想として持ち続けたいものだと思います。

職員 I

あっとすくーるのかたや、会員の意見を聞き、改めていろいろな人権課題があるのだと考えさせられました。そして、実際に聞いてみないとわからない、子どもたちの悩みがあると感じました。今回、下記のことが印象に残りました。

- 親の収入と価値観で、子どもの進路が決定してしまうことが多い。
- 塾に来る3割の生徒が、机に向かえない。勉強に集中する以前の問題がある。
- 親が忙しく、コミュニケーションが取れない場合もある。親に負担をかけられないと考える子が多い。
- 信頼関係がないと、あっとすくーるの先生に自分のことを話さない子もいる。
- ひとり親家庭の生徒が塾に20数人いるが、父子家庭は1人、他は母子家庭。
- 親の悩みとして、個人の都合で離婚した場合、子どもを育てられないのは自分の責任と言われてしまう。自分でもそう思っているため悩む。
- 生徒について何か気づくことがあれば、学校と連携する場合もある。

普段、考えていなかったことを聞いて、悩みの深さ、多さと、一気に片付けられない現実を感じましたが、今回の気づきを今後の仕事の中で生かしていきたいと思います。



職員J

主にひとり親家庭の中高生を対象に学習支援を行っている「あっとすくーる」理事長の渡さんにひとり親家庭の実態や、直面する現状などについて話を聞き、色々と考えるところがありました。

中でも、特に私が印象に残ったのは、ひとり親、特に母子家庭では平均年間収入が少なく、貧困に陥ってしまうという現状でした。貧困とは、「あっとすくーる」では「貧乏＋孤立」と考えているとお聞きしました。

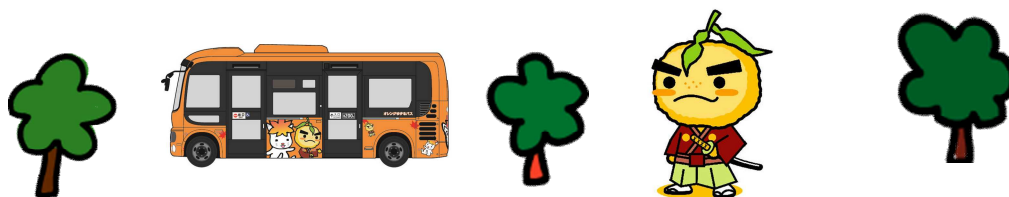
ひとり親家庭では、親が働きに出なければならないため、どうしても子どもが孤立しがちであると思います。親が頼ることのできる人がいるか、親が一人で何でもできるスーパーマンでもない限り、なかなかひとり親で仕事、家庭両面において十分にがんばれる人はいないと思います。

ひとり親になってしまったことには、それぞれの理由があると思いますが、やむを得ない理由も多いと思います。行政として支援できる制度があることは、今回のお話の中でも重要であると感じました。

また、ひとり親であるがために「貧乏」や「孤立」に陥ってしまわないよう、子どもが将来、何をしなければならないかを考え、行動しようとする気持ちを持ってもらいたいと思いました。

人生は自分で決めるものだと思うので、例えば高校卒業とともに家計を助けるために働くのも一つだと思うし、なりたい職があって大学まで行って勉強することもあると思います。ひとり親家庭であることを引け目に感じることなく、自分の信じる人生を生きていくための支援が必要だと思います。

「あっとすくーる」は、ただ学習支援を行うだけではなく、孤立しがちな中高生にそのような気づきを与える場所にもなっているのだろうと感じました。

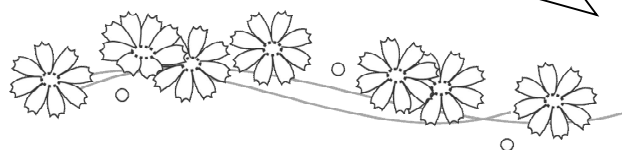
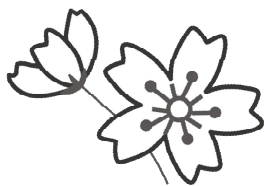


職員K

ひとり親家庭の実態や学習支援などについて、「NPO法人あっとすくーる」の渡さんから色々とお話を聞きました。ひとり親家庭に至った理由は離婚や死別、未婚などさまざまですが、安定した仕事に就けず平均収入が低かったり、経済的に困窮している実態と共に、親の最終学歴などが、子どもの進学や将来設計に大きく影響を与え、子どもへの貧困の連鎖が発生していることを改めて知りました。

また、お話の中で「貧困＝貧乏＋孤立」という言葉が非常に印象に残っております。経済的困窮により塾に行けなかったり、親とコミュニケーションがとれず、家庭内に子どもの居場所がなかったりと様々な貧困問題がありますが、今日の日本社会は、昔に比べて経済的にも情報的にも豊かになっている一方で、学校や職場、家庭など多くの場面で人間関係の希薄化が起こっているのかもしれません。親が生きづらさを抱えながら過ごすと、子どもも将来に希望を持ちにくくなってしまいます。経済的な支援以外にも居場所づくりや孤立を解消する支援が今まで以上に必要だと思います。

しかし、支援が必要と分かっているにもかかわらず、NPO法人として家庭事情に介入しすぎるにより、ひとり親をさらに苦しめてしまう可能性もはらんでおり、支援の難しさをお話の中から感じました。とはいえ、家庭環境に左右されずに、子どもが自分の将来に希望を持てるように支援することは、社会的にも非常に意義のある事業だと思います。行政としても効果的な支援を行うために、NPO法人や地域との連携が重要だと改めて感じました。



◇コラム1 被差別部落（同和地区）調査の現状

1) 大阪府条例の改正

大阪市内の調査会社が、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査するため、被差別部落の所在地などを報告していた事件が、平成19年に明らかになりました。これを受けて平成23年、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が一部改正されました。そこでは、個人及び土地に関する部落差別調査等をしないよう義務づけ、個人の調査を行う「興信所・探偵社業者」に加え、新たに「土地調査等」を行う者を規制の対象にしました（土地調査行為そのものを制限するものではありません）。

2) 箕面市では

昨年7月、大阪市内の宅建業者を名乗る男性が市役所を訪れ、「戸建住宅の建替えを予定している場所があるが、そこは同和地区か」と職員に尋ねたため、上記の条例などを遵守するよう伝え、大阪府に通報しました。

調査の結果、この男性は従業員でなかったとのことで、業者名を名刺に載せ、この男性が宅建業を営むことを黙認したとして、その業者は宅地建物取引業法違反により1か月の業務停止処分になりました。上記の条例との関係について、本市と大阪府で協議中ですが、その他に個人（市外在住者）からも公共施設に同様の問合せが起こっています。

	件 数	内 訳（上記の事象を含む）
平成22年度	3	市役所2件、小学校1件
平成25年度	3	図書館2件、市役所1件
平成26年度	4	市役所3件、人権文化センター1件

3) 人権が文化として根づいたまちづくりのために

同和対策事業により、生活環境等の基盤整備が進んできましたが、このように住宅や土地購入の際に被差別部落を避けたり、結婚差別があるなど、差別意識の解消は十分には進んでいません。したがって、市では引き続き、人権教育・啓発の取組や、当事者の自立と自己実現の支援に努めています。

◇コラム2 外国人の入居差別をめぐる判例 (大阪府ホームページより)

平成5年

契約交渉が相当進み、借主が契約の成立を確実なものと期待する段階で、在日韓国人であることを理由に家主が賃貸マンションの入居を断った事件について、入居拒否に何ら合理的理由がないとして、家主に対し約27万円の損害賠償等の支払いを命じました（大阪地裁判決）。

平成15年

インド国籍の人が賃貸住宅を探して宅建業者へ電話したところ、従業員が「肌の色は普通の色か」「普通の色とは日本人の肌のような色」といった発言をしました。これについて裁判所は「肌の色を問い質したことは原告の人格的利益を毀損するもの」として、50万円の損害賠償等の支払いを命じました（さいたま地裁判決、東京高裁判決）。

平成18年

在日韓国人夫妻が、韓国籍を理由に家主から入居拒否された事件について、裁判所は「韓国籍であることを入居拒否の理由にしており差別に当たる」として、家主に対して、計22万円の損害賠償等の支払いを命じました。仲介業者への損害賠償請求については、仲介業者は「契約成立のために家主の説得を試みている」と認定し、「誠実に業務を遂行した」として棄却しました（神戸地裁尼崎支部判決）。

この事件の控訴審では「賃貸借契約の拒否は国籍を一つの理由とするもので、憲法14条1項の趣旨に反する不合理な差別であり、社会的に許容される限度を超える違法なもの」として、一審判決を追認しました（大阪高裁判決）。

平成19年（1）

在日韓国人の弁護士が家主から外国籍を理由にマンションへの入居を拒否された事件について、「家主は入居差別を認め謝罪し、解決金100万円を支払う」などの条件で和解しました（大阪地裁和解）。

平成 19 年（2）

韓国籍の方が国籍を理由にマンションへの入居を拒否された事件について、家主があくまで（当時）住民票の提出を要求したことから、「理由が国籍にあることは明らか」として、「日本国籍でないことを理由に拒否したのは不法行為に当たり、賃貸借契約を拒むことは許されない」として、家主に計 110 万円の支払いを命じました（京都地裁判決）。

◇コラム3 障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されます

大阪府では障害者差別解消法の成立を受けて、何が差別に当たるのか、どのような合理的配慮が望ましいか、などの基本的な考え方や具体的な事例を挙げ、広く関心と理解を深めるため、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（案）」が作成されています。

パブリックコメントの手続きとして、平成 27 年 3 月 16 日まで意見・提言が募集されています。この案の中で、例えば住宅分野については下記のように示されています。

《住宅分野》

1 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、住宅の賃貸等を拒む、制限する、またはこれらに条件を付けることをいいます。

【不当な差別的取扱いとなりうる事例】

＊障がい者が母親と二人暮らししていたところ、母親が亡くなり、単身生活になる。それに伴い、不動産管理会社から障がい者の一人暮らしを理由に賃貸住宅から出ていってほしいと言われる。

＊親の会等の支援団体がグループホームとして、住宅を借りようとしたが、精神の病気とわかると契約時に大家さんに断られる。

＊視覚障がい者が、火の用心のためという理由でアパートへの入居を断られる。

-
- *精神疾患を理由に入居を拒否されたり、精神疾患を理由に保証人の数を増やされる。
 - *筆談によるコミュニケーションができるにもかかわらず、契約手続きができないとして売買等の契約を拒否する。

（上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。）

2 合理的配慮の不提供

障がい者から何らかの配慮を求める意思表示があったとき、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮が必要ですが、これを行わないことで、障がい者の権利や利益を侵害することをいいます。

【望ましい合理的配慮の事例】

○情報提供、コミュニケーションに関すること

- *視覚・聴覚障がい者と契約手続きを進めるに当たって、契約書や重要事項説明書等について、読み上げや筆談等を積極的に活用している。
- *退去の手続き等の際に、事前に書面や口頭で十分な説明をしたり、筆談で相談に応じたり、必要に応じて親族や支援者などの関係者に連絡したりしている。

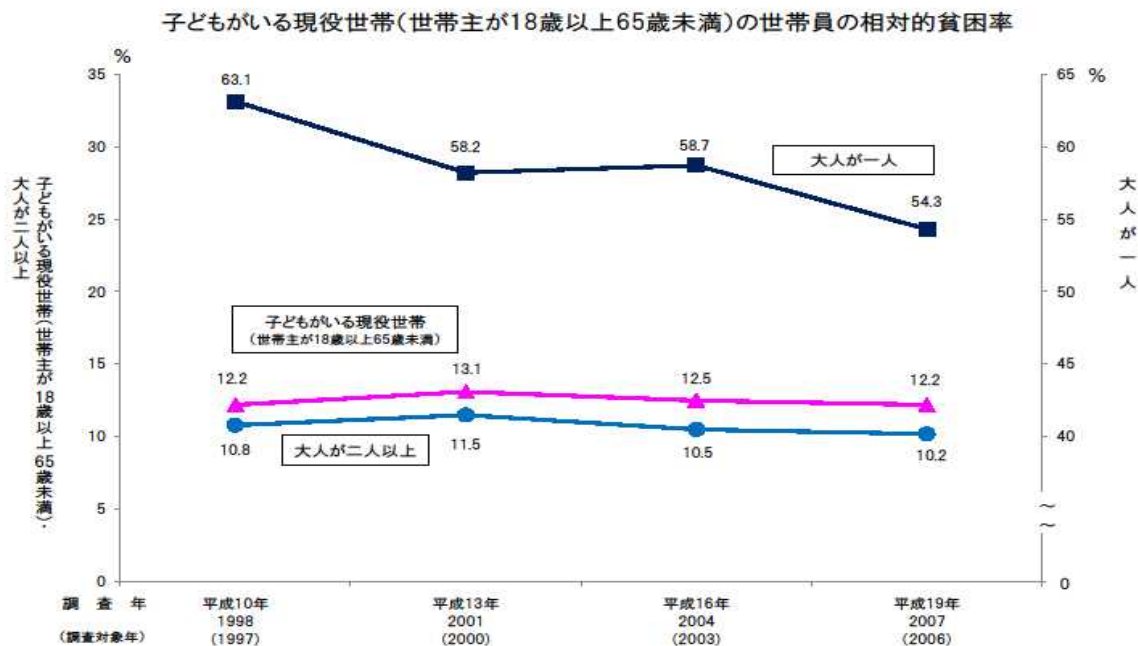
（上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。）

【参考】知ってあんしん高齢者等円滑入居のための15のアドバイス

高齢者等（高齢者、障がい者、外国人世帯等）の入居に不安を感じる家主・不動産事業者の方に対するアドバイスをQ&A方式で紹介し、これらの不安の軽減に役立つ情報冊子でホームページからダウンロードできます。（大阪府ホームページより）

◇4 ひとり親家庭に関するデータ

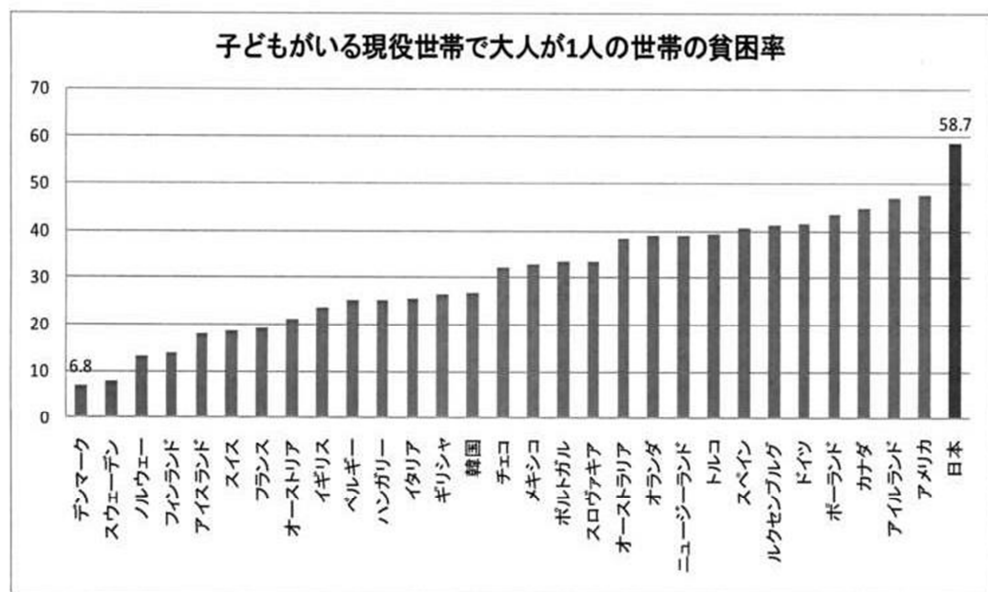
(厚生労働省ホームページより)



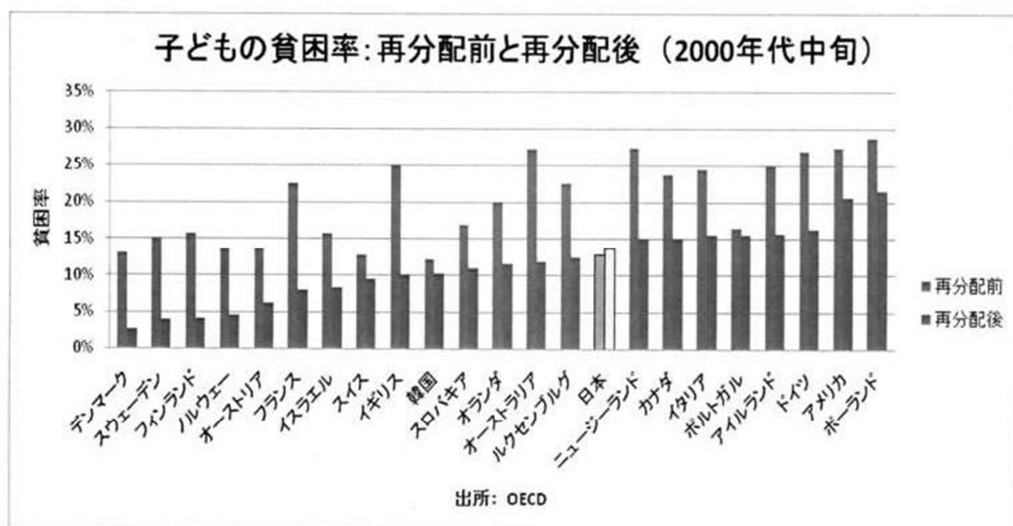
貧困率の国際比較(2000年代半ば)

	相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)の貧困率							
					合計		大人が一人		大人が二人以上			
	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位
オーストラリア	12.4	20	11.8	16	10.1	16	38.3	19	6.5	12		
オーストリア	6.6	4	6.2	5	5.5	5	21.2	8	4.5	5		
ベルギー	8.8	15	10.0	10	9.0	12	25.1	10	7.3	14		
カナダ	12.0	19	15.1	21	12.6	21	44.7	27	9.3	18		
チェコ	5.8	3	10.3	13	7.7	9	32.0	15	5.5	7		
デンマーク	5.3	1	2.7	1	2.2	1	6.8	1	2.0	1		
フィンランド	7.3	9	4.2	3	3.8	4	13.7	4	2.7	3		
フランス	7.1	6	7.6	6	6.9	7	19.3	7	5.8	8		
ドイツ	11.0	17	16.3	23	13.2	22	41.5	25	8.6	16		
ギリシャ	12.6	21	13.2	18	12.1	18	26.5	13	11.7	23		
ハンガリー	7.1	6	8.7	8	7.7	9	25.2	11	6.8	13		
アイスランド	7.1	6	8.3	7	7.3	8	17.9	5	6.2	10		
アイルランド	14.8	26	16.3	23	13.9	23	47.0	28	10.1	21		
イタリア	11.4	18	15.5	22	14.3	25	25.6	12	14.0	27		
日本	14.9	27	13.7	19	12.5	19	58.7	30	10.5	22		
韓国	14.6	24	10.2	12	9.2	13	26.7	14	8.1	15		
ルクセンブルク	8.1	11	12.4	17	11.0	17	41.2	24	9.7	20		
メキシコ	18.4	30	22.2	29	19.5	29	32.6	16	18.7	29		
オランダ	7.7	10	11.5	15	9.3	14	39.0	20	6.3	11		
ニュージーランド	10.8	16	15.0	20	12.5	19	39.1	21	9.4	19		
ノルウェー	6.8	5	4.6	4	3.7	3	13.3	3	2.1	2		
ポーランド	14.6	24	21.5	28	19.2	28	43.5	26	18.4	28		
ポルトガル	12.9	22	16.6	25	14.0	24	33.4	17	13.3	24		
スロヴァキア	8.1	11	10.9	14	10.0	15	33.5	18	9.2	17		
スペイン	14.1	23	17.3	26	14.7	26	40.5	23	13.9	26		
スウェーデン	5.3	1	4.0	2	3.6	2	7.9	2	2.8	4		
スイス	8.7	14	9.4	9	5.8	6	18.5	6	4.9	6		
トルコ	17.5	29	24.6	30	20.3	30	39.4	22	20.0	30		
イギリス	8.3	13	10.1	11	8.9	11	23.7	9	6.1	9		
アメリカ	17.1	28	20.6	27	17.6	27	47.5	29	13.6	25		
OECD平均	10.6		12.4		10.6		30.8		5.4			

資料: OECD"Growing Unequal?"等



出所:厚生労働省(2009)「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について」報道資料2009年11月13日



(参考文献:阿部聡『子どもの貧困Ⅱ』岩波新書、水無田気流『シングルマザーの貧困』光文社新書等)



箕面市人権宣言

わたしたち、みのお市民は、なほ豊かなわた
たちの街をよき愛しています。この街に住
み、この街で暮らすすべての市民がたれを
りとして「人権」を踏みしられ、涙をこぼ
すことがあつてはならないと願っています。わたし
たちはそのために、引きも切らずに続く「人
げん」を否定することを、しっかりと向き合
それをなすために行動したいと考えています。
このように、愛すること、願うこと、考えること、
行動することは、みのお市民のたからかな
誇りです。わたしたちのために、あなたのために、
みんなのために、にんげんの街みのおを
育てます。日本国憲法のこころ、市民
の風で、ここ箕面市を「人権の街」として
宣言します。

平成五年（一九九三年）十二月二十日

箕面市

箕面市非核平和都市宣言

真の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかしながら、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和に深刻な脅威をもたらしていることは、極めて憂うべきところである。

わが国は世界で唯一の核被爆国として、再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。平和なくしては、明るく豊かな生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よって、箕面市は、平和を愛する人達が集うまちとして、日本国憲法にうたわれている平和の理念に基づき、非核三原則の完全実施とあらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを宣言する。

昭和60年 3月28日

箕面市

◇編集後記◇

今回で4冊目のレポート発行となりました。過去3回は、雇用・就労をテーマとして障害者就労施設や箕面市国際交流協会の事業、配偶者への暴力をテーマとしてドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者を支援する団体に取材を行い、レポートをとりまとめてきました。

今回は、「住まいにおける人権」と「ひとり親家庭の貧困」にスポットを当て、日頃からこれらのテーマに関わっている2つの団体・法人に取材をさせていただきました。

「住まいにおける人権」に関してお話しいただいた大阪府宅地建物取引業協会北摂支部は、日常業務の中で人権課題に接しておられます。同和地区に関する問合せについては、不動産取引の現場では見えづらい問題であること、一部の世帯に対する入居拒否については、問題意識を持ちながらも仲介業者としての啓発が難しいことなどのお話を聞きました。民間の営利が絡む場面に、行政として関わりにくい部分もありますが、問題解決のためには一歩踏み込んだ対応が必要であると感じています。

「ひとり親家庭の貧困」に関しては、特定非営利活動法人あっとすくーるに取材をさせていただきました。親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切るために重要である、子どもの学力向上のために日々奮闘されています。その中でも、特にひとり親家庭の中高生を多く受け入れておられ、学力向上を目指すとともに、家庭や学校などでさまざまな困難を抱えている中高生に寄り添ってサポートをされています。取材レポートの最後に書き留めました渡さんの言葉は、貧困の連鎖を断ち切るための重要なポイントであると思いますので、皆さんにも一緒に考えていただければ幸いです。

今回も含め、これまでに行ってきた関係団体への取材は、私たち行政職員の仕事のやり方を見つめなおす良い機会になっています。

来年度以降も、研究会ではテーマを定めて取材などを行いながら、多様な人権課題に対する理解を深め、研究会メンバーが各部署に戻った時に活かしたいと思います。

皆様のご意見をお聞きしながら、今後もレポートの作成を継続していきたいと思いますので、お読みになってのご感想・ご意見・ご提案を裏面の連絡先までお寄せください。ご協力よろしくお願いいたします。



◇編集スタッフ◇

人権行政研究会は、箕面市人権行政推進本部会議のもとに設置しています。

①人権担当と各部局の連携強化、②職員の人権意識の把握・向上、③人権課題に関する市内での実態把握 ④人権情報紙の作成・編集その他、を目的として活動しています。

所 属		名 前
総務部	職員課	高尾 光範 / 徳留 圭吾
人権文化部	男女協働参画課	高木 文子
市民部	市民サービス政策課	和田 真理子
地域創造部	商工観光課	濱 栄治
健康福祉部	健康福祉政策課	竹内 亜衣
みどりまちづくり部	営繕課	服部 龍彦
消防本部	総務課	上田 由香
子ども未来創造局	学校教育課	高取 貞光
子ども未来創造局	教育センター	松田 隆史
子ども未来創造局	幼児育成課	前田 咲
生涯学習部	西南公民館	田中 哉恵

事務局

人権文化部	人権施策推進課	梶 敏浩
		零川 由記
子ども未来創造局	人権教育課	橋本 敏
		首藤 聡介

印刷番号
26-21

平成27年(2015年)3月

編集：箕面市人権行政研究会

(事務局：箕面市人権文化部人権施策推進課、

箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局人権教育課)

発行：箕面市人権文化部人権施策推進課

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

TEL.072-724-6720 FAX.072-721-9907

Email. jinken@maple.city.minoh.lg.jp

(※4月から、人権施策推進課及び人権教育課は、人権施策課に変わります。)

